



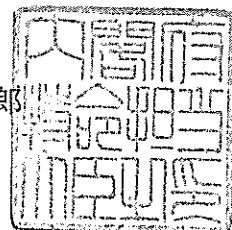
資料 2 - 4 - 1

金 総 第 881 号  
平成 26 年 2 月 28 日

消費者委員会委員長 殿

内閣府特命担当大臣（金融）

麻 生 太 郎



「詐欺的投資勧誘に関する消費者問題についての建議」  
にかかると実施状況の報告について

平成 25 年 8 月 6 日付府消委第 220 号によりあった建議にかかると実施状況につ  
いて、別紙のとおり報告します。



「詐欺的投資勧誘に関する消費者問題についての建議」  
に対する金融庁の実施状況について

2. 詐欺的投資勧誘に用いられる犯行ツールに関する取組の強化

(建議事項2)

警察庁、金融庁、総務省、法務省、経済産業省及び国土交通省は、犯行ツール対策を通じた詐欺的投資勧誘の抑止を図るため、以下の措置を講ずること。

- (2) 警察庁、金融庁、経済産業省及び総務省は、犯罪収益移転防止法に基づき、金融機関、郵便物受取サービス業者、電話受付代行業者及び電話転送サービス事業者に対し、取引時確認、疑わしい取引の届出等の義務について周知徹底を図り、その履行の確保に努めるとともに、違反が認められる事業者に対し是正命令等を行うこと。

【金融庁の実施状況】

建議事項2(2)について

金融庁は、各金融機関が、犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認及び疑わしい取引の届出を行うに当たって必要と考えられる態勢整備に関する着眼点を、「主要行等向けの総合的な監督指針」等及び「金融検査マニュアル」等において定め、監督・検査を通じてその徹底を図っている。

また、平成25年9月に「平成25事務年度 主要行等向け監督方針」等を公表し、同年4月に改正犯罪収益移転防止法が施行されたことを踏まえ、取引時確認や疑わしい取引の届出等を適切に実施するための態勢整備状況等を、各金融機関に対する監督に当たっての重点事項とし、特定事業者である金融機関に対し、取引時確認義務等の周知徹底及び履行確保を図っている。

さらに、平成25年9月に公表した「平成25事務年度 金融モニタリング基本方針」において、取引時確認や疑わしい取引の届出等の犯罪収益移転防止法上の義務の履行状況等の犯罪収益移転防止法対応を金融モニタリングにおける重点検証項目としている。

### 3. 詐欺的投資勧誘に関する消費者への注意喚起及び高齢者の見守りの強化

#### (建議事項3)

消費者庁、警察庁、金融庁及び厚生労働省は、消費者自らによる詐欺的投資勧誘被害の未然防止を図るため、以下の措置を講ずること。

- (1) 消費者庁、警察庁及び金融庁は、テレビ等の媒体を通じ、詐欺的投資勧誘の手口、被害回復が困難な実態等に関する情報を提供することにより、高齢者等への注意喚起を引き続き積極的に行うこと。

#### 【金融庁の実施状況】

##### 建議事項3 (1) について

金融庁においては、金融商品以外の様々な投資商品についてトラブルが発生していることを踏まえ、平成25年8月、当庁ウェブサイトにおいて、カンボジアの「マンションの所有権」や「農地の権利」、「エネルギー資源」などへの投資について注意喚起を行った。

また、投資詐欺をはじめとする振り込め詐欺等の被害を水際で防止する観点から、平成25年10月、詐欺的投資勧誘の主な事例等を記載したリーフレット「これは投資詐欺の可能性！」を作成し、金融機関に対し、同リーフレットの活用や、店頭での預貯金の引出しや振込手続き等の際に、職員から高齢者等への声掛けを積極的に行うことなどを要請した。

さらに、公的機関の職員を装った投資勧誘等による詐欺被害が高齢者を中心に発生していることを踏まえ、平成26年1月、ラジオCMでその旨の注意喚起（政府広報）を行った。

金融庁としては、今後も引き続き、高齢者等の被害の未然防止に向けて、注意喚起等を積極的に行っていく。

#### 【参考】

消費者庁、警察庁及び金融庁においては、平成25年9月より、政府広報として、「おしだそう！高齢者詐欺！」を合言葉に、「高齢者の消費者トラブル未然防止」キャンペーンを実施し、テレビやラジオ等の媒体を通じた注意喚起も行った。

また、警察庁及び金融庁においては、平成26年2月、子供や孫世代から両親や祖父母への注意喚起を行うことが効果的であると考えられることから、振り込め詐欺等の未然防止を図るリーフレット『「家族の絆」で振り込め詐欺を予防！』を作成、当庁ウェブサイトに掲載することにより、振り込め詐欺等が身近な危険であることを家族間で共有・注意喚起を行うよう振り込め詐欺等の未然防止のための協力依頼を行った。加えて、上記活動の一環として、関係団体に対して、会員企業等の職員の皆様に周知いただくよう依頼を行った。